

牧地区ほ場整備(8-2)工事 随意契約及び比較見積省略の理由書

本工事は、ほ場整備事業を実施している豊能郡豊能町牧地区において、耕作のための表土が不足していることから、地区外から表土を搬入して表土の不足しているほ場へ投入することを目的とした工事である。

表土の不足するほ場への表土投入は、令和8年度の耕作に影響しないように4月中旬までに行う必要があり、現に契約履行中の施工業者に施工させた場合、工期の短縮及び経費の節減が確保できる。

また、先行して実施しているほ場整備工事と施工箇所及び施工時期が重複するため、現に契約履行中の施工業者に施工させた場合、工事の安全、円滑かつ適切な施工を確保できる。

このことから「*現に契約履行中の工事、製造又は物品の買入に直接関連する契約を現に履行中の契約者以外の者に履行させることが不利であるとき。かつ特定の者でなければ履行できないもの*」として、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の規定に基づき随意契約を締結することとし、大阪府財務規則の運用第62条関係第2項第1項により、比較見積を省略するものとする。